

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る  
ガイドライン改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>令和3年9月15日 制定</u> <u>令和4年6月2日 一部改正</u> <u>令和5年6月21日 一部改正</u> <u>令和6年1月 日 一部改正</u></p> <p>財務省</p>	<p><u>令和3年9月15日 制定</u> <u>令和4年6月2日 一部改正</u> <u>令和5年6月21日 一部改正</u></p> <p>財務省</p>
<p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 個票データ等の利用申出手続 1～5 [略] 6 申出書の記載事項及び添付書類 代表者になっている申出者は、財務省が別に定める様式に従い(1)の事項を記載した申出書を作成し提出するものとする。また申出書には、(2)の事項を記載した書類を添付するものとする。 (1) 個票データ等の利用に関する申出書 ①・② [略] ③ <u>利用するデータ期間、利用するデータ項目、個票データ等を利用する申出者及び分析結果等のみ利用する申出者</u> ④～⑬ [略] (2) [略]</p>	<p>第1～第4 [同 左]</p> <p>第5 個票データ等の利用申出手続 1～5 [同 左] 6 申出書の記載事項及び添付書類 代表者になっている申出者は、財務省が別に定める様式に従い(1)の事項を記載した申出書を作成し提出するものとする。また申出書には、(2)の事項を記載した書類を添付するものとする。 (1) 個票データ等の利用に関する申出書 ①・② [同 左] ③ <u>各申出者が利用を求める個票データ等の区分</u> ④～⑬ [同 左] (2) [同 左]</p>

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る  
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第6～第8 [略]</p> <p>第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合 1・2 [略]</p> <p><u>3 利用するデータ期間又はデータ項目の追加又は変更</u> 代表者になっている申出者が研究計画の遂行のために、利用するデータ期間又はデータ項目の追加又は変更を希望する場合、追加又は変更が必要な理由等を記載した記載事項変更依頼申出書により申出手続を行う。なお、財務省は、1(2)の規定に準じて、記載された理由等が研究計画と整合的であるか審査を行い、追加又は変更の可否について決定する。</p> <p><u>4 利用期間の延長</u> 代表者になっている申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、財務省は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。また、研究等の成果を公表するための審査を行う過程で、再度個票データ等を分析する必要がある場合、その他財務省が必要と認める場合は、上記規定に関わらず、財務省は利用期間の延長を認めることができる。なお、延長した期間において、財務総合政策研究所の客員研究官に任用された利用者による個票データの利用が必要な場合は、客員研究官の任期を延長する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>第6～第8 [同 左]</p> <p>第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合 1・2 [同 左]</p> <p>[新 設]</p> <p><u>3 利用期間の延長</u> 代表者になっている申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、財務省は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。また、研究等の成果を公表するための審査を行う過程で、再度個票データ等を分析する必要がある場合、その他財務省が必要と認める場合は、上記規定に関わらず、財務省は利用期間の延長を認めることができる。なお、延長した期間において、財務総合政策研究所の客員研究官に任用された利用者による個票データの利用が必要な場合は、客員研究官の任期を延長する。</p> <p>(1)～(3) [同 左]</p>

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る  
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p><u>5</u> 申出書以外の提出書類の記載事項に変更が生じた場合 審査の事務処理に必要なものとして、申出書以外に提出した書類の記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更後の書類を財務省へ提出するものとする。</p> <p>第10～第13 [略]</p> <p>別紙 [略]</p>	<p><u>4</u> 申出書以外の提出書類の記載事項に変更が生じた場合 審査の事務処理に必要なものとして、申出書以外に提出した書類の記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更後の書類を財務省へ提出するものとする。</p> <p>第10～第13 [同 左]</p> <p>別紙 [同 左]</p>

個票データ等の利用規約改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">令和3年9月15日 制定 令和4年6月2日 一部改正 令和5年6月21日 一部改正 令和6年1月 日 一部改正</p> <p style="text-align: right;">財務省</p> <p>(総則) 第1～第6条 [略]</p> <p>(利用期間) 第7条 利用者は、財務省から通知された承諾通知書に記載された期間においてのみ個票データ等を利用できるものとする。 2 利用期間の延長を希望する代表者になっている申出者は、ガイドライン第9の4(1)に基づき、原則として、利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書を財務省に提出するものとする。利用期間の延長については、延長理由等ガイドライン第9の4(2)の審査基準を踏まえ必要に応じて認めることとする。 3 [略]</p> <p>第8～第17条 [略]</p>	<p style="text-align: right;">令和3年9月15日 制定 令和4年6月2日 一部改正 令和5年6月21日 一部改正</p> <p style="text-align: right;">財務省</p> <p>(総則) 第1～第6条 [同 左]</p> <p>(利用期間) 第7条 利用者は、財務省から通知された承諾通知書に記載された期間においてのみ個票データ等を利用できるものとする。 2 利用期間の延長を希望する代表者になっている申出者は、ガイドライン第9の3(1)に基づき、原則として、利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書を財務省に提出するものとする。利用期間の延長については、延長理由等ガイドライン第9の3(2)の審査基準を踏まえ必要に応じて認めることとする。 3 [同 左]</p> <p>第8～第17条 [同 左]</p>

個票データ等の利用規約改正案 新旧対照表

改正後	改正前
別表 [略]	別表 [同 左]